

【質問表】

以下の質問につきまして、現在お考えの施策に最も近い内容を各選択肢からお選びいただき、○をつけてください。〈自由記述欄〉へはご施策に関するより具体的な目標や期間などのご記入をお願いします。なお、“新市政”とは、立候補ご予定者様の市長就任後の新たな市政全体を指します。立候補ご予定者様のマニフェストが実現されることを前提としてご回答ください。また、現市政に対する提言（実現すべき理想の状態）としてのご回答も可能です。

※ひとつの質問につき最も当てはまるものを一つお選びください（【5】（1）のみ複数回答可）。

立候補ご予定者様お名前：

吉岡初浩

【1】協働をしくみにするプロセスについて

（1）協働環境を向上する指針や条例などを推進し、評価する体制をどのように構築しますか？

協働を体系的に進めるにあたり、まずは根拠法令の整備が必要です。協働を進めるための法的根拠の整備と、その推進・評価体制の整備について、お考えをお聞かせください。

〈方針として当てはまる番号に○をつけてください〉

0	NPO との協働に関する指針や条例を策定する予定はない。
1	首長の公約や年度の基本方針に NPO との協働の推進を掲げる。
2	NPO との協働に関する指針や条例の策定についての検討を行う。
3	NPO との協働に関する指針や条例の策定に向けて、すでに準備を行っている。
4	NPO との協働に関する指針または条例のどちらか一方がすでに策定されている。
⑤	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し、評価する体制を整備し、Web サイトで公開する。
6	すでに策定されている NPO との協働に関する指針または条例に加え、協働を推進し、評価する体制を整備し、中長期的な推進計画を策定するとともに Web サイトで公開する。

〈自由記述欄〉

高浜市では平成22年2月に高浜市自治基本条例が可決され
平成23年4月1日に施行された

(2) 協働をしくみにするためのプロセスをどのように公開しますか？

協働を推進するためには、指針や条例づくりの段階から市民に公開し、市民とともにすることが重要です。指針や条例を策定するあゆみを市民にどれだけ公開されるか、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	公開しない。
1	検討する会議体の開催年月日、議案のみ公開する。
2	Web サイトで決定事項と経緯の要約を公開する。
3	報告書や公開用資料として閲覧可能な状態にする（経緯を閲覧可能にする）。
4	Web サイトで検討・条例策定段階における要点の記録を公開する。
⑤	Web サイトで検討・条例策定段階における要点の記録が公開され、策定までのプロセスが順を追ってわかりやすく理解できるよう公開する。

<自由記述欄>

高浜市自治基本条例や条例づくりの基本原則の現定を「参画の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」も定めてあり、職員には「参画、協働、情報共有ガイドライン」を策定し実践の際の指針としています

(3) 協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しへの市民参画をされますか？

指針や条例の策定およびその後の運用の評価・見直しに、市民がどれだけ・どのように関わるか、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	市民が参画する予定はない。
1	指針などの試案を市民に開示し、意見を求める機会を設ける。(パブリックコメントなど)
2	指針などを検討する会議体が活動中の団体に意見を求める。 または、指針などを検討する会議体に公募ではない市民委員が参画する。
3	指針などを検討する会議体に市民委員を公募する。
4	指針の策定時には公開の場で試案作成段階から意見交換を行うが、進捗の検証や見直しでは公開の場での意見交換を行う予定はない。
5	指針の策定と見直しを検討する会議体（公募の市民委員を含む）が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換を行う場を設ける。
⑥	指針の策定と見直しを検討する会議体（公募の市民委員を含む）が、公開の場で試案作成や進捗の検証段階から意見交換し、委員でない市民や団体にも意見を求める機会を設ける。

<自由記述欄>

平成27年に高浜市自治基本条例施行5年目にあつたことから「自治基本条例検証委員会（市民、学識経験者、副市長の7人で構成）も発足して検証を行い、内容を公開し、中間報告もパブリックコメントを求め、検証報告書を提出いただきました

【2】しくみが効果的に活用されるための整備について

(1) 協働の推進を担当する部署をどのように機能させますか？

協働の実践を進めるには、指針や条例があるだけでは不十分です。協働を推進する部署（市民からの協働の提案を受け止める窓口）の設置について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	機能は設けない。
1	市民からの協働の問い合わせに対応するための担当を配置する。
2	市民からの協働の提案に対応する制度・担当を設ける。
3	市民からの協働の提案を検討して回答する制度・担当を設ける。
4	制度に基づき、担当者としてNPOの具体的な政策協議の場を随時設ける。
5	制度に基づき、担当者としてNPOの具体的な政策協議の場を定期的に設ける。

<自由記述欄>

個人市民税5%を「市民参画料」とし市民の参画と参画の促進を協働の推進の観点から導入している。また「地域一帯友村型」「協働推進型」「市民提案型」の3タイプがある。

(2) 職員の全庁的な育成方針をどのように定められますか？

よりよい協働を実践していくためには、全職員が協働の考え方を理解するとともに、職員間でその理解を共有する必要があります。職員に対する研修などについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

※以下、現業職を除く事務系職員を「全職員」としてしています。

0	協働に関して、全職員を対象とした情報提供を行う予定はない。 (協働担当部署職員のための研修など)
1	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、または一部の職員が研修を受ける。
2	全職員に協働の進め方に関する資料を配布、かつ一部の職員が研修を受ける。
3	全職員のほとんどが上司または担当部署から協働の進め方に関する説明を受ける。
4	全職員の20%以上または管理職の30%が着任後2年間以内に協働に関する研修を受ける。
5	全職員の30%以上または管理職の50%以上が着任後2年間以内に協働に関する研修を受ける。
6	全職員の50%以上または管理職の70%以上が着任後2年間以内に協働に関する研修を受ける。

<自由記述欄>

全職員と担当部署を定めることで100人以上は常に地域とつながっており、総合計画の策定検証を通じて常に管理職は協働推進に努めている。またまた地域協働部もまた全庁体制のたのみにして、平成27年にはガイドラインの全職員研修と併せて25.26.27年には大杉党先生を講師として「地域経営実践塾」を開催し、協働の推進に努めている。

(3) 全庁的な協働の推進体制を整えますか？

地域の課題は多岐に渡り、一つの部署で対応しきれないケースも多く見られます。その解決には全庁的な情報共有・協働推進が必要です。全庁的な整備について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	全庁的な推進体制を整える予定はない。
①	協働を推進するための手引きを作成する。
2	多くの部署を対象とした協働推進のための会議または学習会が随時開催される。
3	多くの部署を対象とした協働推進のための定例会議（または学習会）が開催される。
4	全部署に協働推進担当者を任命し、または協働案件を検討するための関係部署による調整会議を随時開催するなど、協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。
5	全部署に協働推進担当者を任命し、協働案件を検討するための関係部署による調整会議を定期的に開催するなど、協働について全庁的なやりとりが日常的に行われる。

<自由記述欄>

既に全庁体制に整備している。
特に「原制度、自らの基本条例、及び実践の取組のガイドラインの策定等が進んでいる

(4) 庁内で協働事例は共有・活用されていますか？

庁内で協働に関する理解を促進するためにも、実施した協働事例は公開し、次のステップとしての資料として活かすことが必要です。庁内における事例活用の方法について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	協働事例の収集・共有を行う予定はない。
1	協働事例が知りたい場合は市民活動の担当部署に尋ねればわかる状態とする。
2	協働事例集を年1回程度、作成・配布する。
③	協働事例がいつでもデータベースで検索できるよう整備する。
4	協働事例集を教材として、庁内で学習会を開催する。
5	協働事例をもとに、市民も参加しての学習会を開催する。

<自由記述欄>

平成25、26、27の3年間 首都大学東京の大杉先生を委員長として「かほま地域経営実践事例集」
という研修と取組を通じ行いました。この取り組みは（一財）自治体研修協会（JRI）地域と市民
のかかひのまらちの事例として全国の職員へ教材として作成されました。
同題で作成された「職員と地域のかかひのまらちのQ&A」も活用されています。

【3】しくみを活用するために、協働のパートナーとともに学び、互いが育つしくみについて

(1) 市民（NPO）からの提案を受け入れる工夫をされていますか？

市民からの提案を重要視し、その提案を積極的に受け入れる体制をどのように整備されるかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	提案を受け止めた後の対応を制度化する予定はない。 (パブリックコメント、首長への手紙などの窓口のみ設ける。)
1	NPO に対する補助・助成制度のみ設ける。
2	予算編成の前後に協働に関する年間事業説明会を開催する。
3	特定部署が示す特定テーマについてのみ市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準および予算的な担保がある。)
4	特定部署に対してのみ広く市民から提案できる。 (提案と協議の手続きが決まっており、採択基準は明示されている。)
5	市民（NPO）からの提案は全庁のすべての事業について提案できる。 (部署ごとに提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある。)
⑥	市民（NPO）からの提案は全庁のすべての事業について提案できる。 (全庁共通の提案と協議の手続きを定め、採択基準および予算的な担保がある。)

<自由記述欄>

高浜市市民協働事業(協働推進型)は市内全体の利益や課題解決につながる
ノウハウを提案、実施できる仕組み

(2) 協働事業、協働先の選定について

ア) 審査の手順・基準や、結果・根拠をどのように公開されますか？

協働事業および協働先の選定は、自治体とNPOが相互理解を形成するプロセスであることを意識して実施することが重要であり、それが公平性の確保にもつながります。審査手順・基準の事前公開、また事後の結果公開についての実施予定について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	手順・基準は事前に公開せず、結果のみ公開する。
1	手順のみ事前に公開する。
2	手順・基準ともに事前に文書で公開する。
3	手順・基準を事前に公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。
④	事前に手順や基準、応募に際しての質問やその回答を公開するとともに、審査結果の具体的かつ合理的な根拠を公開する。

<自由記述欄>

上記審査に当たっては第三者による「予算科審査委員会」を設置し、
手順基準及び評価、審査内容を事前に公開しています

イ) 審査機関へどのように市民が参画するようにしますか？

審査委員会などにおける委員公募の考え方についてお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	市民の参画予定はない。
1	協働案件の審査機関に市民委員が参画している（公募は行わない）。
2	補助・助成制度のみ審査委員を公募する。
3	協働施策を検討・審議する機関に、市民委員が参画する（公募は行わない）。
4	協働施策を検討・審議する機関に、市民を公募する。
5	協働案件の審査または協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。
⑥	協働案件の審査および協働施策の監査にあたる機関に、市民を公募する。

<自由記述欄>

多岐科審査委員会より人づくり多人が公募

ウ) 選考結果をどのようにフィードバックされますか？

合否の結果にとどまらず、将来の協働相手となりうるNPOの事業力の向上に結びつけることを意識したフィードバックが行われるご予定、選考結果の公開内容、公開方法について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	採択・不採択の結果のみ通知する。
1	審査委員の代表から総括コメントを示す。
2	事前に示された審査基準に基づく採点結果を申請者に通達する。
3	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントを各申請者に通達する。
4	事前に示された審査基準に基づく採点結果、または審査員からのコメントをすべての申請者について公開する。
5	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からのコメントをすべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。
⑥	事前に示された審査基準に基づく採点結果と審査員からコメントおよび審査過程をすべての申請者について公開し、申請者が他団体との比較から学ぶことができる。

<自由記述欄>

公開審査

(3) 協働事例をどのように公開・活用されますか？

協働事業は、一般的な行政の事業より積極的に公開することで、市民の参加・協力や、他の協働事業や協働環境の改善を促さなければなりません。一般市民の観点での事例の公開・活用の考え方について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	協働事例を公開する予定はない。
1	Web サイト以外の方法で協働事例を公開する（閲覧・取り寄せ可能など）。
2	協働事業の名称のみの一覧表を Web サイトで公開する。
3	協働事例の概要がわかる一覧表を Web サイトで公開する。
4	協働事業の発表会・報告会を毎年開催する。
5	協働事例の詳細がわかる報告書を Web サイトで公開する。
⑥	事業評価結果を含む、協働事例の詳細がわかる報告書を Web サイトで公開する。

<自由記述欄>

広報にて評価結果も含め概要をお知らせし、詳細はホームページにて公開いたします。

(4) しくみを普及するために、NPO とともに学び、互いに育つしくみをどのように構築されますか？

NPO と「ともに育ち」「ともに学ぶ」という観点での取り組みについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	育成の機会を設ける予定はない。
1	協働に関する各種制度・施策の説明会を行う。
2	NPO の事業力を育てる機会を設ける。
3	庁内の主要部署と NPO が協働事業の進め方について協議する場を随時設ける。
4	庁内の主要部署と NPO が協働事業の進め方や評価について協議する場を常設する。
⑤	庁内の主要部署と NPO が協働事業の評価や中期計画について協議する場を常設する。

<自由記述欄>

【4】協働事業の評価・振り返りについて

協働事業の評価・振り返り、制度の改善をどのように行われますか？

協働事業の評価・振り返りは、次の協働事業を検討・実施する際のヒントとなり、よりよい協働の実現につながります。事業実施後の評価・振り返りの実施と、その結果が次年度の事業や制度の改善に活かされているかどうかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	評価を実施しない。
1	NPO と自治体のそれぞれが評価を行うが、共有しない（事務事業評価のみなど）。
2	受益者や関係者などの評価は行うが、共有しない。
3	NPO と自治体のそれぞれが評価を行い、文書レベルで共有する。
4	受益者や関係者などの評価も合わせて、NPO と自治体が振り返りの機会を複数回（中間と終了後など）設ける。
5	各協働事業について複数回実施された評価・振り返りの結果が、次年度の事業の立案や実施に反映される。
⑥	各協働事業について複数回実施された評価・振り返りの結果が公開され、次年度の事業と制度の改善に反映される。

<自由記述欄>

①自己評価 ②担当グループによる評価 ③委員会による評価の結果とコメントが示される。公開審査による委員さんからのアドバイスも受けることになり次年度へ活かされる

【5】協働に関する情報の発信・整備について

(1) 自治体の Web サイトへ協働に関する必要な情報をどのように公開されますか？

Web サイトに協働の情報がどれだけ公開されるか（協働先にとって本当に必要な情報がタイムリーに公開されるか）について、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる□に☑をつけてください>

<input type="checkbox"/>	協働の原則、基本方針を開示する。
<input type="checkbox"/>	過去の協働事業の一覧表を開示する。
<input type="checkbox"/>	協働事業の提案方法を開示する。
<input type="checkbox"/>	今後の協働の進め方、促進のための具体的な施策を開示する。
<input checked="" type="checkbox"/>	協働事業の選考結果など、決定時にタイムリー（おおむね1週間以内）に開示する。

<自由記述欄>

(2) 協働環境を向上するために、どのように NPO の情報を整備・公開されますか？

協働を促すために NPO の情報を整備し、広く公開されるかどうか、公開情報の質や速度、使いやすさについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、担当部署での番面閲覧で公開する（Web サイトでは開示しない）。 （同法の適用を受けない自治体では「基本的な情報は開示しない。」）
1	特定非営利活動促進法で定められた基本的な情報のみを、Web サイトで公開する。
2	団体名、代表者名、連絡先、定款、活動報告書といった基本的な情報に加え、各団体の活動実績や事業・行事・催事などの案内を Web サイトで紹介する。
3	特定非営利活動法人だけでなく、ボランティアサークル、町内会や自治会などの地縁団体など、幅広い団体について、基本的な情報を Web サイトで閲覧できる。
④	基本的な情報や実績・案内に加え、自治体などとの協働実績が公開される。
5	団体情報を団体自らが編集・加筆などを行うことができ、変更が発生する都度、情報が最新のものに更新される。
6	団体一覧や検索結果などをダウンロードすることができる。また、公開されている情報を SNS などで共有できる。

<自由記述欄>

【6】指定管理者制度の導入・運用と市民の参画について

(1) 指定管理者制度について、選定までのプロセスへ市民参画はどのようにされますか？

各施設において指定管理者の選定プロセスに市民が参加するか、また、選定プロセスおよび選定結果についての情報公開がされるかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	市民の参画予定はない。
1	制度設計や審査制度について、パブリックコメントのみ実施する。
2	すべての施設に共通する基本方針の策定に市民が参画する。
3	指定管理の対象となる20%以上の施設・事業について、制度設計または審査機関に公募の市民が参画する。
4	指定管理の対象となる20%以上の施設・事業について、制度設計と審査機関に公募の市民が参画する。
5	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に公募ではない市民が参画する。
6	指定管理の対象となる半数以上の施設・事業について、制度設計と審査機関の双方に公募の市民が参画し、その経過・結果をWebサイト上で開示する。

<自由記述欄>

(2) 指定管理者に対する監査・モニタリングの機関の有無、市民の参画方法はどうかされますか？

指定管理者導入後の当該事業・施設の運営状況について、点検・評価の機会があるか、また、その機会に市民が参加するのかについて、お考えをお聞かせください。

<方針として当てはまる番号に○をつけてください>

0	監査・評価機関は設けない。
1	監査・評価機関は設けるが、市民の参画は予定しない。
2	10%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関について市民が参画する。
3	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
4	50%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。
5	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募ではない市民が参画する。
6	70%以上の指定管理者導入施設・事業に関する監査・評価機関を設置し、公募の市民が参画する。

<自由記述欄>

質問は以上です。ご協力、ありがとうございました。